

沖縄市障害者相談支援事業

質 問 ・ 回 答 書

「沖縄市障害者相談支援事業委託業務」にて、いただきました質問について、下記の通り回答いたします。

質 問	回 答
<p>■仕様書の「3 目的」や「5 委託業務内容」について、委託相談員としての業務は直接支援を行うというよりは、関係機関へつなぎ、連携し、支援体制を整備するという内容と捉えてよいか。</p>	<p>■委託相談支援員の業務につきましては、希望する本人の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの関係機関や様々な地域の社会資源と連携して本人の支援体制を構築し、自立に向けた環境整備を行うものですので、本人への介護や移動支援などの直接的な支援は想定しておらず、福祉制度や地域資源等につなげる役割を想定しております。</p>
<p>■仕様書の「3 目的」にある「～障がいの有無に関係なく、～」というのは、その人だけでなく、その関係者も含むと捉えてよいか。</p>	<p>■お見込みの通りです。委託相談事業は障がい者への支援を業務としておりますが、障がい者と関わる家族や地域住民等の困りごとや障がい特性に対する理解促進等の支援も想定しております。</p>
<p>■法人から人員募集を行うが、人員が確定しない状況でも応募しても良いか。</p>	<p>■人員が確定しない状況でも応募自体は可能ですが、業者選考の結果、優先交渉権者となった際に人員が確定していなければ協議し、受託事業者とできないことが想定されます。【応募要領「6 優先交渉権者」参照】</p>
<p>■人員は委託開始期間の令和4年4月からの採用としてよいか。</p>	<p>■人員採用または配置は基本的に令和4年4月からでも問題ありません。ただし、新規受託事業所につきましては、業務引継ぎのため、主軸となる相談員1名について、3月より引継ぎに伴う委託契約の締結を検討しておりますので、ご留意くださいますようお願いいたします。</p>
<p>■兼務職員を配置する場合、常勤ではなく、パートタイマーとして採用してよいか。また、そのパートタイマーが法人外で他の業務を行っていてもよいか。</p>	<p>■兼務職員については、パートタイマーとして採用した職員を配置しても構いません。しかし、法人外での仕事であったとしても、相談員としての業務に支障がなく、相談員としての能力・経験の向上に資する業務に限るとし、計画相談員との兼務は認められません。【仕様書「4 委託条件 (2) 参照】</p>

■提出書類様式 5 号の職員一覧について、配置予定の職員は常勤 3 名の可能性が高いが、法人内の人事異動により、兼務職員を配置する可能性もある。この場合どのように記載するか。

■当該様式は令和 4 年 4 月 1 日時点の予定を記載するものですが、可能性の高いものを記載してください。また、人事異動による配置変更であったとしても、職員一覧に示した職員と経験年数や、資格が同等程度の職員を配置するようお願いいたします。